

出生率上昇に向けた政策について



問 日本の出生力は長期にわたり低下を続け、今日の合計特殊出生率は過去最低の1・25に低下した。出生率低下の原因として、未婚化・晩婚化に加え、結婚した夫婦の出生力そのものの低下が要因として挙げられる。幕別町は平成17年3月に『幕別町次世代育成支援行動計画』を「幕別町次世代育成支援に関する二一ズ調査集計結果」と共に編集・発行した。『子どもが親が地域がともに育ち支えあうまち』を基本理念に掲げた、平成17年度を初年度とする向こう5年間の『行動計画』に関して伺う。

①計画の実施状況の点検及び推進体制については、各年において実施状況を把握・点検しつつ、毎年少なくとも1回、実施状況を広報誌やホームページの掲載により公表しなければならぬこととされており、住

民に分かりやすく周知を図ることが求められているが、これらについて1年目はどう対処してきているのか、また今後についてはどう対応していくのか伺う。
②町は地域の状況をどのように把握・分析し、策定した行動計画によって今後の合計特殊出生率がどのように上昇していくのか。また、平成21年度及び26年度の数値目標はどう設定しているのか伺う。更に、出生率上昇の要因となる主な支援事業取り組みの内容と今後の方向性について伺う。また、サービス対象者に対する二一ズ調査の実施は、策定した行動計画にどのように活かされ、どのような具体的事業としての取り組みに繋がっているのかを伺う。あわせて、若年者に対する雇用機会の拡大と定住政策の実施、保育料の負担軽減政策の実施、保育所の民営化や幼保一元化の

導入検討、学童保育の運営基準の設置などについてを伺う。更に、19年度本格開始の子育て支援センター事業に関して、ウェブサイトを開設による支援情報の提供や支援ボランティアの養成講座の開設及び「集いの広場事業」や「ファミリーサポートセンター事業」の追加実施などの考えについても伺う。

③少子化対策のキーワードは住民が地域で生活する上での中長期的な「安心感」をいかに築くかである。住民参加型の行動計画の取り組みが、市町村間の競い合いの中で進められていくことが重要である。出生率上昇政策は、今後の最重要施策として取り組むべきと思うが町長の所信を伺う。また、民間企業に対する「育児休業制度」の普及や仮称「子ども課子育て支援係」の新設なども検討すべきと思うが考えを伺う。

り、作業が済み次第、広報紙や町のホームページを通して、周知を図り、住民の皆さんの意見聴取に努め、今後の事業の実施や計画の見直しに反映する。

②合計特殊出生率の推移は、人口推計をもとに試算すると平成26年が1・35（H15 1・52）となり、国、道と同様、減少すると思われる、出生率上昇施策は、最重要施策と認識し、「行動計画」の目標達成に向け努力し、新たな二一ズに対しても積極的に取り組み、地域全体で子育ての意義について理解を深め、地域が一体となって子育てができる環境づくりに努めたい。

二一ズ調査の結果を踏まえ、本年度より新たに、子育て家庭へのごみ袋購入費用の助成、常設保育所の保育時間の延長、特定不妊治療費の助成、妊婦健診費の助成等を行い、移転新築するさかえ保育所にて、一時保育を実施する。

保育料は、国の基準の中で決定し、町独自に軽減策をとってきた。今後も適正な保育料を目指したい。

保育所の民営化については、指定管理者制度なども考慮し検討したい。

幼保一元化についても、今後検討したい。

集いの広場事業等は、今後の新たな課題として取り組みたい。

教育長

札内地区の学童保育所は3館とも40名の定員であるが2館が50名を超えて入所している。

明確な基準は国も示していないが、指導員を増やすなどにより対応したい。

町長

③地域社会資源の活用を図り、家族やコミュニティのつながりを維持し、町民一人一人の理解と協力を頂き、住民が地域で生活する上での「安心感」を築きあげられる子育て支援に努めたい。

子供課、あるいは支援係については、来年度以降に向け機構の見直し作業を進めているところである。

総合支所に充実した 発注制度を



問 合併に当たっての一番の懸案は、忠類地域の急激な過疎化と経済の落ち込みだ。これを避けるために総合支所の機能を保つことが必要であり、忠類に関係する工事等については、担当助役が専決できる発注制度を作る必要がある。

試算では、合併後10年間は算定替えによって年間4億円以上、10年間で40億円をこえる地方交付税が多く交付される。このことは、忠類総合支所としての機能をしっかりと持たせることを求めている。

発注制度をつくるべきではないか。

町長 本町の入札制度は、地方自治法施行令に基づき、競争入札参加者の資格及び指名に関する規則を定め実施している。

規則では、入札参加者資格審査会及び指名競争入札

参加者指名選考委員会を置くこととなっており、忠類総合支所からは委員として、入札参加者資格審査会には総合支所長と建設課長が、また、指名競争入札参加者指名選考委員会には、総合支所長と当該工事等関係課長が出席する。

指名選考委員会は、原則

水道料金の見直しを

問 酪農家等は、水の使用量が多く、一カ月

300tを使う平均的な農家では、年間使用料が、幕別地域では約46万円、忠類地域では約50万円となり、営農を脅かす存在に。大幅に引き下げるべきではないか。

家事用水道料金については、忠類地域の助成制度が段階的に廃止され、料金体系も幕別地域に統一される予定で、生活保護世帯や母子世帯、老人世帯等は、2

として入札案件ごとに該当する工事種別資格者名簿に登載されている町内の企業総てを指名し、入札が実施されている状況を考えて、忠類総合支所内に指名委員会を設置することについては、その必要性は無いものと考えている。

入札に付す必要のない小額工事や物品の購入等については、これまでと同様に総合支所において、予算を持ち発注される。

3倍の料金になる。

昨年度、忠類地域の水道料金滞納世帯はゼロであるのに、幕別地域は滞納による給水停止通知268件、給水停止55件であった。

これを考えると、助成制度は廃止ではなく新しい町全体に拡充すべきだ。

町長 現在の酪農・畜産農家の厳しい経営状況も理解をしているが、水道事業は受益者負担が大原則であり、一般会計からの繰り入

れ状況から、現時点での料金の引き下げは行わない。

現在、忠類地区簡易水道区域の家事用と営農用の超過料金単価は同額だが、合併協議において、合併後、幕別町の料金に統一し、平成18年度以降4カ年で段階的に調整を図り酪農・畜産農家の水道使用料は、平成20年4月から料金の統一が図られ、現行より引き下げとなり、その間は現状の価格で据え置きたい。

道の駅の有効活用

問 新しい道の駅が建設されるが、建設して

20年の現在の道の駅が有効に活用されなければ、この事業が成功したとは言えない。地域住民の要望をよく聞いて活用方法を決め、改修等に必要予算を確保す

べきと思うがどうか。

町長 物産センターのあり方については、公共用（行政）財産としての活用、普通財産としての活用、取り壊すことの、3つの選択肢が考えられる。

何らかの用途として利用するとした場合には、道の駅ゾーンを構成する1つの施設として、道の駅の機能強化、或いは機能を補完する施設となる。

公営住宅の 入居制限について



問

国土交通省は、昨年12月各都道府県に公営住宅法施行令の改正と、公営住宅管理の適正な執行という通知を出し、地方自治体で実施するよう指示した。

その内容は①入居の際の収入基準を少しでも超えるとは民間並みの家賃にする。②入居の名義人が死亡や離婚でいなくなった場合、3親等までが継承されていたものを配偶者に限定する。また、単身入居の年齢基準を引き上げ、50歳から60歳以上にする。③入居の申し込みのとき資産を自己申告させ、保有資産を自治体が確認できるよう同意書の提出を義務付ける。④家族が減れば家賃の値上げなど。このような措置は、公営住宅の目的に反するものである。従って公営住宅の入居制限などは実施しないこと。

町長

①公営住宅の本来の対象ではない収入超過者の家賃と、民間住宅の入居者との不均衡を是正するための改正であり、本町も住宅に困窮する低額所得者の入居機会の公平性を保つ観点から、今回の制度改正は止むを得ないものと考え

る。②本町は道営住宅もあり、住宅困窮者の入居機会の公平性、公営住宅の管理方法の統一を図る必要もあり、道と十分協議をして進める。今までも同居者について入居継承を認め、その範囲として入居名義人の3親等以内の同居親族としていたが、その結果、長年にわたる同一親族が居住し続け、入居者・非入居者間の公平性を著しく損なっている実態が見られ、入居名義人の同居者である配偶者及び高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者が継承されるよう改正された。

が継承されるよう改正された。

③入居者選考において住宅困窮事情を的確に反映させるため、可能な限り保有資産について把握し、入居者選考を行う際の考慮事項とする。

④単身等の少数世帯が規模の大きな住戸に居住する場合、1人あたりが受ける便益が大きいとの考えから、利便性係数を高く設定できる。

食育の推進について

問

社会全体に食の基本が崩れてきたことが、子どもたちの生きる力の希薄化として様々な形で表れてきている。食育は食べることの意義や文化を伝え、生涯健康で暮らせる生活力や技術を身につけていくための活動であり、家庭や地域社会、学校と連携した食育の推進が必要である。従って次の点について伺う。

①学校給食を通しての食育の取り組みと、日本の食文

化に対する取り組みは。また地場産品の使用状況と生産者からの直接購入の食材は。②総合的な学習の中で取り組みは。③家庭、地域社会、学校と連携した取り組みは。

教育長

①世界で有数の長寿国である日本の「和食」が脚光を浴びている。学校給食のなかで、魚や野菜の煮物や和え物などの和食中心の献立に取り組んでいる。

今後、日本の食文化である和食メニューの充実と健康食としての「和食」に関する指導に取り組む。

地場産品の使用状況は、平成17年度は、町内産野菜の割合は約26%、道内産と併せると約65%となる。今年度からは、給食パンの小麦を、十勝産小麦100%にした。今後も地場産品を数多く使いたい。

生産者からの直接購入は、生鮮食材は当日使用する分を当日の朝、給食センターに搬入する。

一定量を必要な日に確保できるかが問題であり、生

産者からの直接購入は、難しいものがある。しかし、生産者側の体制の問題がクリアできれば可能である。昨年は「いちご」を直接生産者から購入している。

②特別に「食育」と銘付けた授業は実施していないが、広い意味での食に関する学習が行われている。食べ物の成り立ちや、調理方法、産地や流通についての学習、地場産品としての農産物への理解や学校菜園での作物を作る過程の学習、調理実習なども実施され、総合的に「食育」の学習を進めている。

③途別小学校が実施している水田作りは、米や野菜を収穫して調理し食するまでの過程を地域のお年寄りによる指導や保護者の協力を頂き実施している。

昨年度は幕別町PTA連合会の研究主題に食育を取り上げ、保護者を対象とした講演会を開催した。

教育行政について



問

①学校耐震化は最優先の課題である。子どもの安全確保、さらには地域の災害時の避難場所でもあることから耐震化は最優先の課題である。耐震診断の現状と予定、耐震化工事を急ぐべき。

②子どもの権利条例について、昨年9月議会において前教育長は「条例制定には若干時間がかかるが多くの方々との協力と連携のもとに進めていきたい」としている。その後の条例制定に向けての取り組みについて伺う。

③学校トイレの改善について、外トイレの水洗浄と車イス対応の洋式トイレを各学校に整備を。

教育長

①平成17年度末の耐震診断実施率は80%である。本年度残りの校舎等について優先度調査を実施し全ての調査を完了する。耐震化工事は一次診断を

終えた札内中学校の校舎を最優先とし、本年度二次診断の調査委託を実施し、国道の関係機関と大規模改修の協議を行い年次計画で実施できるよう進めており、他の学校施設の耐震化は、次の総合計画に計上する。

②条例策定に向けて、先進事例などを参考に策定までの具体化プログラムの作成を始めた。

問

改定された介護保険法は負担増、介護サービス

の取り上げ、利用の抑制などを行うもので問題が多い。現状と対策を伺う。

①介護度が「要支援1・2」に移った人数、予防介護を受けている人数。

②地域包括支援センターが作られたが、4月からのサービスは間に合わなかったと聞くと現状は。

介護保険制度改正後の

問題と対策について

今後は、子供たちの意見、保護者や地域の方々、さらには関係団体など様々な方からの意見を参考に、速やかに策定に向けて準備を進めたい。

③外トイレは校舎までの距離が長く配水管の勾配が取れないトイレそのものの老朽化で経費がかさむことが想定される。それぞれの課題を整理し年次計画に合わせ整備したい。校舎内の車椅子対応トイレは、児童生徒のケガなどで必要となることもあり、外トイレ同様に年次計画で整備したい。

③ケアマネージャー一人に8件までしかプランはつくれないと変更されたがプランを作れない人はでていないか。

④新予防給付プランではほとんど困難な場合しかヘルパーを利用できないが実態は。

⑤福祉用具は要介護1までの人は保険給付対象外となる。機械的対応になつていないか。

町長

⑥施設での居住費、食費が自己負担となった影響は。

⑦ショートステイ、デイサービスの利用料引き上げによる影響は。

①5月末現在で、介護度が「要支援1・2」と認定された方は88名で要支援1が35名、要支援2が53名となっている。その内、介護予防サービスを受けている方は58名で要支援1が21名、要支援2が37名となっている。

②4月1日から地域包括支援センターを設置したが、3月中に「要支援1・2」と認定され、4月からのケアプランの必要な方に、一定要件を満たす居宅介護支援事業所へ委託し、4月分のケアプランの作成を行った。

③地域包括支援センターでの件数制限はないが、居宅介護支援事業所は、ケアマネージャー1人あたり介護給付35件まで、新予防給付は8件までとされ、これ以上作成した場合減算の対象となるが、ケアプランを立てられなかった方はいない。

④新予防給付で、訪問介護を受けられず、在宅での生活維持が困難になっているという事例はない。

⑤4月からの改正で、軽度介護者への利用がそぐわないと考えられるものは、保険対象外となったが、訪問調査や、サービス担当者会議で必要とされた場合は、保険給付の対象となり、機械的な対応はしていない。

⑥介護老人福祉施設札内寮は、ほとんどの方が補足給付の対象者であり自己負担の影響はなく、退所者もない状況である。

老人保健施設あかしやでは、個室を利用されていた1名の方が退所をしたが、多床室で退所をされた方はいない。

⑦ショートステイは、食費・滞在費が自己負担となったことにより利用を控えている方はいない。

デイサービスについても、負担増により利用を控えている方はいない。

中心市街地を活性化 させる都市計画を



問

大型店の郊外立地と相次ぐ撤退による空き店舗の発生が、中心市街地の疲弊をもたらし、まちづくりの深刻な影響を与えてきた。国もようやく、規制のための法改正に着手し、北海道もこれまで拡大、拡散してきた都市開発を方向転換し中心市街地に集約させる「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針案」を出した。幕別町に昨年提示された依田地区のイオン出店計画はこの流れに反するのではないか。また計画が実施された場合、町の財政負担はどの位になるか。高齢化社会に向けて歩いて買い物にいけるやさしいまちづくりに力を注ぐべきと考えるがどうか。

手法も選択肢の一つとし、計画書の変更作業を行っている。

札内新道沿いの依田地区は、「第4期幕別町総合計画」や「幕別町都市計画マスタープラン」で、沿道商業系、流通業務系として位置付けをしている。

都市計画で、帯広圏域という観点から、当該地区は中心市街地形成の一部を成すことも可能となる地域であり、関係機関に対する理解を求めていく。

インフラ整備に要する費用は、当初の計画面積27haの際には、事業者側の試算では、区域外の上下水道及び街路整備等で8億円程度であり、50haの計画ではこれよりも上回る金額が試算されると思われる。

幕別町都市計画マスタープランで、公共施設の整備に際して高齢者や障害者の方が、活動しやすいユニバーサルデザインに基づいた

施設整備を進め、商業地や住宅地では地域福祉サービスやユニバーサルデザインによる市街地形成の推進を図ることとしている。

具体的には、車椅子対応のスロープやトイレの整備、歩道段差の解消、札内駅南北線自由通路には、エレベーターを設置するなど、「交通バリアフリー法」の趣旨を踏まえ、道路等施設の整備を進めている。

格差社会の現状と対策

問

格差社会が重大問題となっている。幕別における現状と動向、また対策について伺う。

①生活保護世帯数と高齢者の占める率。②教育扶助・就学援助世帯③国民健康保険加入世帯④社会保険から国保への加入世帯⑤国保加入世帯の平均所得⑥雇用実態⑦公共事業額⑧各種支援について

町長 ①平成16年4月期144世帯・216人のうち高齢者は70人で32・4%、

平成18年4月期154世帯・218人のうち高齢者は86人で39・4%となっている。
②平成15年度末で210世帯・335人、平成17年度末では248世帯・387人、平成18年度当初では265世帯423人の状況となっている。
③平成15年度加入世帯数5,303世帯・被保険者数11,245人、平成17年度では5,470世帯・11,586人の状況となっている。

④平成15年度339世帯、平成17年度432世帯となっている。

⑤平成15年度233万3,002円、平成17年度では242万778円となっている。

⑥平成15年3月期で常用1,636人70・85%・臨時673人29・15%、平成17年3月期では常用1,471人56・12%・臨時1,156人43・73%となっている。

⑦町発注額は、平成15年度22億7,900万円、平成17年度では29億8,171万円となっている。

⑧雇用対策として、臨時任

用職員緊急雇用対策事業や街路地清掃・除雪など雇用の機会の創設を図ると共に、企業誘致による雇用の拡大に努めてきた。
各種支援として、町就労センターによる高齢者の就労機会の確保、ハローワークとの連携による就職相談会・面接会の実施などを行ってきた。

愛育園閉園後の対策について

問

十勝愛育園は今年度をもって閉園が予定されている。今後の対策として、来春改築するさかえ保育所に、障害を持つ子供や保護者の、相談や交流の場を設け、支援を続けるべきと考えるがどうか。

町長

保育及び保健の両面から支援策の検討を進めている。本町の子育て支援センター等を活用し、肢体不自由児に限らず障害児全般の相談窓口や交流の場などの環境づくりに、十分に意を用いたい。

原油高騰に対する 対応策について



問 原油価格は、複合的な要因により史上最高値を示しており、短期連動が長期的な構造か予想できないが、このあおりを受けて生活関連に対する物価が値上がりしつつあるものと言われている。

灯油は生活必需品として欠かすことのできないものであり、ガソリン、軽油など石油製品も含めて町民生活はもとより、農業、運輸業などの産業活動や中小企業の経営への影響も懸念されるところである。

また、支障を生じていると思われる次の者に対し今後何らかの支援対策の考えがあるのか伺う。

- ① 低所得階層に対する福祉灯油の支援
- ② 中小企業に対する支援

町長 ①日常生活資金などに困窮した場合、幕別町勤労者福祉資金や幕別町社会福祉協議会の福祉金庫な

どの貸付制度を利用することができるとがでる。

町福祉課、商工観光課で相談も受け付けている。

②企業経営に係る運転資金として、幕別町中小企業融資制度を利用することができ。また、北海道でも中小企業総合振興資金融資制度を用意している。

「文字・活字文化 振興法」による取 り組みについて

問 文字・活字文化振興法が昨年7月に議員

立法により法制化され、施行されているが、背景には急速に進む国民の活字離れ現象にあると思う。

また、活字離れに歯止めをかける動きは、この法案以外にも朝の10分間の読書運動など、全国の多数の学校が参加する大きな流れになつていくといわれるが、幕別町の学校ではどのような

に取り組んでいるのか。

また、この法案は、国は勿論のこと地方自治体の責務であることを明記しているが、学校ではこの法案を契機に取り組んでいることなどについて伺う。

教育長 この法律の制定

を契機に学校教育で新たに取り組みを行っているものはないが、現状において、学校教育の基本は国語であり、国語の重要性は総合的な学力の向上や児童生徒が成長するための基本となるコミュニケーションを図るために必要不可欠であることから、これまでも教育課程編成の実施上も重くとらえ、読み、書きなどの基礎基本の定着を目指し、日々学習を進めている。

具体的には各小中学校では、ご質問の朝読書や漢字の書き取りなど、通常の授業時間とは違う時間帯を設け、一日のスタートを切るために大変良い効果がでている。

また教育委員会としても、町内の全教職員で組織する幕別町教育振興会を通じて、

書く力を向上させ、その作品を発表する場の提供のため毎年文集「ピラリ」を発行しており、児童生徒の詩や作文・読書感想などの創作の励みになつていく。

一方、図書館の業務とし

て、ブックスタート事業や読み聞かせなど就学前から本に親しむための基礎作りを目指して、幼児期から本に親しむ環境整備に取り組んでいる。



朝読書の様子(札内中学校)

道道幕別帯広芽室線沿線

(清柳大橋から依田地区)

の開発について



問

清柳大橋建設計画時からの懸案の課題であつた、清柳大橋から依田地区沿線の開発について、

町は第四期総合計画や都市計画マスタープランの中に、雇用の拡大、町の活性化、町外への購買力の流出の歯止めの開発をする」と明記し、その土地利用について検討を重ねてきたが、現在、清柳大橋に隣接する50haについて、具体的に大型店舗出店を軸に開発計画があり、依田地区では、文京町に接続する工業団地西側の宅地開発計画がある。

町長が言う民間活力と町とのパートナーシップで、この沿線を開発する今が最大のチャンスである。

国や道が、現在コンパクトな町づくりの方針を出し、過疎化や高齢化、また、財政難で急速にコンパクトになつている町村を、それに輪をかけてコンパクトにしようとしているとき、町は

この地域の開発を緊急課題として、取り組みを急ぐ必要がある。

町長はリーダーシップを発揮し2期8年の締めくくりの仕事として、熱意をもつて取り組み実現すべきである。

この機を逃せば、この地域の開発はできなくなり、町や事業者の努力は無駄になり、将来の幕別町にとって大きな損失となる。

町内だけで、2,500名を超える賛同署名も提出されていると聞く。

町は急いでこの地域の開発を具体化すべきと思うがどうか。

町長

道道幕別帯広芽室

線の札内新道沿いの依田地区の開発は、「幕別町都市計画マスタープラン」で、沿道商業系、または流通業務系として土地利用を図る位置付けをしている。

今回の開発計画は、基本

的にはマスタープランとの整合性が図られていると考へており、現在、事業者において大規模開発行為による手法のほか、市街化区域編入による手法も含め検討している。

今後、事業計画書が示され、道との協議が進み、計画が具体化された時点で関係の方々にも説明したい。

依田地区総合開発促進期成会から要望のある、リバーサイド幕別に隣接する西側の開発も、「都市計画マスタープラン」では、一連の区域と位置付けしており、これに沿った開発計画であれば、地形等を勘案しながらその用途について、今後検討する。

開発に向け、この区域一

体が市街化調整区域で農業振興地域でもあり、法に基づく手続きや手順が必要になるため、今後関係する地権者とも協議し、具体的な開発計画が示される段階に



道道幕別帯広芽室線の札内新道沿線

学童保育所について



問 子供の犠牲が後を絶たない社会の中で、学童保育の役割はもつとも重要な時となっている。

共働き家庭が増えていることから札幌3つの施設は多くの学童でにぎわっている、特に札幌南小のつくし学童保育所、利用児童が特に多い、担当指導員も目が届かないほどになっている。対応が必要と考え次のことを伺う。

① 札幌3施設の定員数、受け入れ児童数。
② 指導員「保育士」の増員の考えは。
③ 時間延長と学年延長の考えについて伺う。

① 札幌3施設の定員数、受け入れ児童数。
② 指導員「保育士」の増員の考えは。
③ 時間延長と学年延長の考えについて伺う。

教育長

① 定員は3施設とも40人で、6月1日現在の在籍児童数は、あすなろ学童（白人小）55名、つくし学童（南小）66名、やまびこ学童（北小）45名となっている。

② 通常は指導員1名、補助

指導員2名の体制をとっており、在籍児童数が50名以上となった場合に補助指導員を1名増、また、障害を持つ児童の入所には、その人数や障害の度合いを勘案し、増員を行っている。

現在、つくし学童（南小）が在籍児童数50名以上で1名、あすなろ学童（白人）では障害児対応として1名、それぞれ増員配置している。

今後でも在籍児童数、障害児受け入れの状況に応じ、補助指導員を配置して対応したい。

③ 延長保育は、平成15年8月から実施しており、通常は「下校時から午後5時までとし、学校が休みの場合は、午前8時30分から午後5時まで」だが、「保護者の勤務時間が午後5時を過ぎる日で、（児童の安全確保上から）保護者の迎えが可能である場合」に、午後6時まで時間を延長している。

社会が24時間・365日動き続け、保護者不在の時間帯が広がっていることは認識しているが、学童保育は「放課後対策の一環」として実施しており、保護者それぞれの事情に応えるには限界がある。現在のところ、保育時間をさらに延長する考えは持っていない。

学年延長については、現状どおり「3年生まで」の児童を預かることで今後も進めたい。



つくし学童保育所

国旗、国歌について

問 以前教育長は小中学校の社会科で国旗・国歌の意義を理解させ尊重する態度を育て、入学式や卒業式における特別活動では体験を通して自国の国旗・国歌を尊重し、他の国の国旗・国歌も尊重する態度を身につけ国際社会において信頼される日本人を育成する。

各学校では学習指導要領の趣旨を踏まえ適切に指導を行っているとのこと。

中学校では卒業式、入学式いずれも国旗は中央に配置し、国歌は生徒全員と父母の方も殆ど斉唱されている。

しかし、小学校では授業の中で適切に指導されているのに、式の間で行われていないのはなぜか。

教育長は今後どのように

認識し、進めようと考えているのか。

教育長

将来、児童生徒が国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長するためには、自国の国旗・国歌を大切に

する態度を身に付けることが必要であり、そのため学習指導要領に基づき、各校において指導を行っている。

国旗については各校ともステージの下などに三脚により掲揚し、国歌の斉唱も式典の位置付けとして実施している。

式に参加している保護者や来賓を含めた全ての方が国歌を斉唱してはいるが、一部の学校では児童生徒が斉唱していなかった事実も承知している。

国旗・国歌について、様々な考え方があがるが、教育委員会として、学習指導要領に基づき指導を進めることに変わりたい。

今後も卒業式、入学式にふさわしい内容の充実を図ることが重要であり、これまで同様、校長会等を通して指導・助言したい。

今後の 学校教育について



問 これからの将来を担う児童・生徒にとつ

てどのような教育環境が望ましいのかを考える時期に
来ているのではないか。

以下について伺う。

①教育を受ける環境として
どのような学校が児童・生
徒にとって望ましいのか考
えを伺う。

②小規模校において複式学
級の児童の学力を伺う。ま
た、中学・高校等に進学し
た時の順応性を伺う。

③札内地区において宅地の
造成により、現在ある小学
校・中学校では通学が不便
であるという声が聞こえ
る。今後の対応を伺う。

④特色ある学校作りが今後
必要と考える。

小中一貫等、特色ある学
校作りの考えがあるか伺う。

新しい取り組みについて
議論したことがあるのか。

教職員の意識改革が必要
と思うが。

⑤教科、スポーツ、文化、

芸術活動など、学校によつ
て様々な取り組みをしてい
る。

児童・生徒自身が学びた
い学校を選択することが出
来るような考えはあるのか
伺う。

町内を一学区にする考え
はあるか。

⑥5年後、10年後の児童・
生徒数の予測を伺う。

またその上で、小学校・
中学校の今後の配置の計画
について考えを伺う。

検討する会議のありかた、
また、時期はいつか。

教育長

①大規模校では、

集団生活での態度が身につ
くなどのよさがあり、小規
模校では行き届いた目配り
ができるなどのよさがある
が、マイナス要素もそれぞ
れにあり、一概に子供の人
数で判断できるものではな
い。

各学校では生徒数、教員
数にあわせ、地域性や学校

周辺施設等の特性を生かし
た学校経営計画により、特
色ある授業を展開するなど
各校とも生徒にとつてより
良い環境で教育を受けるこ
とができる学校を作り上げ
ている。

②小規模校では少人数によ
るきめ細かで徹底した指導
が可能であり、確かな学力
が定着しやすい環境にある
が、子供たちの学力につい
ては複式校であるや否やを
問わず、全ての学校におい
て教育環境の整備に力を注
いでおり、学校規模の格差
はないと考える。

小規模校の進級進学は、
小規模ゆえ、集団生活や団
体行動が小振りで、多人数
での交流などに不利な面も
あるが、小規模校同士が集
まる集合学習や、修学旅行
を合同開催するなどの工夫
をし、中学校への進学時
には、環境に慣れるまでの戸
惑いなどが多少あるが、子
供たちは早期に順応してい
る。

③区画整理事業で開発され
る、北栄地区の宅地造成は、
札内北小学校の通学区域だ
が、距離的に札内南小学校

のほうが近距離となる区域
もあり、通学区域の見直し
も必要となる。今後想定さ
れる課題を整理し、児童に
とつてより良い通学環境を
検討したい。

④教育委員会として特色あ
る学校づくりに対し助成を
6年前から進め、小中学校
での特色のある活動を支援
している。

途別小学校での水田づく
りや、札内南小学校と古舞
小学校、途別小学校の3校
がテストケースとして英語
活動を行っている。

これらの事業を通じ、学校
現場での教員の意識改革に
つながれらばと思う。

⑤現在、札内北小学校に通
学している児童に限り、札
内東中学校、札内中学校へ
の選択性を採用している。

それぞれの学校が特色を
生し、学校経営を進めてい
くことができれば、学校の
選択性も一つの目指す方向
になると思う。

⑥現在の未就学児の年齢別
集計によると平成19年度に
小学校に入学すると推計さ
れる児童数は256人で、
平成21年度までは横ばいで

推移するが、22年度は25
0人（マイナス3%）、23年
度は222人（マイナス13
%）、24年度は215人（マ
イナス16%）となっており、
その後も減少傾向は続くと
想定される。

今後の配置計画は、教育
関係者や、地域の方、保護
者の方の意見を伺う必要が
あり、また、子供たちの意
見も聞いてみたい。

時期については、組織作
りを今年中に立ち上げたい。



古舞小学校の国際理解教育

（開基100年事業記念モニュメント） クロニクル・スパイラル の安全管理について



問 開基100年記念事業として建設された

モニュメントは大変貴重な芸術作品であり、我が郷土の未来を展望し、人々に無窮の夢と希望を与えてくれたものと確信している。ところが設置後わずか10年で、作品の大部分が朽ち果てる寸前となり、木（素材）の上に乗ると簡単に折れてしまうと思われ、実際に崩れる様子も見られる。現在は大変危険な芸術的物件になってしまったと思わざるを得ない状況にある。

るところである。

危機管理と安全な公園維持の観点から、しかも製作者に十分配慮しながら、抜本的な対応を講ずるべきと考える。多くの方々が濃密にこの作品を鑑賞できるよう、周囲の安全網の配置や形態を改善すること、また、将来仮に「役割消滅後撤去」となっても、何らかの形でこの芸術作品を後世に遺すべきと思う。

そこで、このモニュメントを今後どう保存していくのか、記念事業目的達成と捉え取り壊すのか、その際新たなモニュメントを建設するのか、町長の考えを伺う。

町長

本町の開基100年記念事業として、平成8年に、発祥の地記念碑広場を構成する一つとして、制作された作品である。

作品は、猿別川の渦をモチーフに、伸び行くハルニ

レと巨大な岩を丸太とレンガが取り囲み、永遠と生命を象徴する螺旋形で先人の努力と人々が未来に発展するエネルギーを表している。

この作品は、建物などの一般的な構造物とは異なり、作品が朽ち果てることも制作者の意図であり、その過程も作品の一部であること、また、現状においても芸術作品としての存在価値があること、更には、周辺環境との調和も保たれているものと考えている。これまで、危険防止の観点から、制作者のご理解をいただきながらチェーンやネットなどの安全対策を実施し、今後必要な際には安全対策など管理に十分意を用いながら、保存を図って参りたい。

いずれは、作品としての役割が消滅する時期が到来し、完全に撤去ということになるが、その後に新たにモニュメントを設置することは、現在のところ考えていない。



開基100年事業記念モニュメント(クロニクル・スパイラル(螺旋譜))

品目横断的経営 安定対策等について



問

WTO関連、国際ルール強化等の状況のなか、平成19年度より、意欲と能力のある担い手（認定農業者）を対象とし、経営の安定を図る施策として、農政改革三法案が先頃可決された。

本町での認定作業も終盤となったが、現在の認定率を伺う。

未認定農家の営農持続希望はないか伺う。

生産実績について、実績の無い畑（野菜、草地など）、新規就農者などに対し、畑地の移動に影響があると思われるが対応を伺う。

もう一方の新施策（集落営農と農地、水、環境の保全向上対策）も平成19年度から始まる。

目的、趣旨は脆弱化しつつある地域共同活動を再構築し、資源を適切に保全するとともに、農村環境保全など、地域活動の支援とあるが、目標をみると、小

河川、排水路の保全管理、農道の保守、パイプライン（畑かん等）保守管理、農村景観の保全、化学肥料、農薬の低減等と新しい集落づくりが求められ、町としての持ち出しもあり、財政

厳しい状況は分かるが、早急な対応が必要と思われる。忠類地区の中山間地域直

接支払交付金との兼ね合いもあり、地域の理解を得る為にも早急に知らしめる必要があると思うが町長の考えを伺う。

町長

本年5月末時点での認定者数、認定率は、平成17年度農林業センサスにおける農家戸数694戸のうち認定者数は547戸で、認定率78・8％となっている。内訳は、幕別地区589戸のうち488戸が認定を受けており82・9％、忠類地区が105戸のうち59戸が認定を受け、56・2％となっている。

未認定農家の営農持続希望については、手続きが済んでいない農業者で、認定農業者になれないと推測できる農業者が21戸ある。この方々については、所得の把握、農地の面積等の確認

をしているが、現行制度の中では、対象にならないと推測される。町として、この方々に今後も営農の持続を希望しているかどうかの意思確認はしていない。

離農地を買った農業者が、その農地が小麦などをつくっていない場合、過去の生産実績に基づく制度では、交付金の対象にならない。

また、新規に就農された方が土地を求めたとき、小麦等をつくっていないかった土地を購入した場合、交付金の対象にならないというような、制度上の矛盾があり、現在、国は検討を始め、最終的に農家個人の生産実績に基づく手法に変更しようと、細部を詰めている状況である。

農地・水・環境保全向上対策の主な内容は、農地・農業用水等の保全や化学肥料・農薬の低減を共同で取

り組む組織に支援をするものである。

支援の内容は、地域の活動組織が資源の適切な保全管理、環境資源の向上、生産資源の向上について活動を行うことに対し、支援を行う。

化学肥料や農薬の使用量を5割以上低減する営農活動に対し、事業を実施する地域の活動組織、または取り組み農家に対して支援するが、その具体的支援内容

は今年の秋までに決定される状況である。

事業の取り組みは、現在、町で実施している明渠愛護組合への補助制度、農地排水向上対策事業補助金やふるさと土づくり事業補助、忠類地域での中山間地域等直接支払制度との整合性も勘案する必要があり、新たな組織づくりも必要となることから、今後、関係機関とも十分協議し対応したい。



町内の小麦畑の様子

グローバルな 活気あるまちづくり



問 近年大中国の発展はめざましく、これからますます日本、韓国といった東アジア諸国が一致団結して世界的諸課題にあ

たっていくことになるものと思われる。

すでにヨーロッパ諸国は国境を自由に往来できる体制を整えているが、アジア諸国でもそのような時代がくるかもしれない。道内でも諸外国との交流の輪を広げ、農業を中心に産業・観光振興等に役立てている人達も多い。

引き続き国際化の流れが進む中、産学官の連携を含めた国際交流や異文化交流を拡げて、理解を深めることがまちの活気にも繋がるものと考えているが、町の見解を伺う。

町長 人、物、金、情報などがグローバルに移動し、地域の持つ魅力を世界の人々に十分認識してもらい、地

域の国際理解を深めることは大変重要であり、今後多様な推進主体との連携・協働により国際化を推進したい。



国際交流員レイン先生の読み聞かせ

交流など住民に身近な施策は、国際交流関係団体や行政が中心となり、経済交流や技術交流など広域的な分野や専門性の高い分野は、十勝圏域や北海道が中心に行うなど、それぞれが役割を担い、相互に情報交換や協力・連携を図る体制の確立が重要である。

本町及び十勝圏域は、恵まれた自然環境や安全・安心な農畜産物など、世界に通じる地域資源を有し、JICA帯広国際センター、十勝インターナショナル協会などの国際関係施設や組織のほか、帯広畜産大学や十勝圏振興機構などの研究機関を有し、人的資源にも恵まれた地域である。

今後、これら地域資源を活かし、地域の国際化の進展に努めたい。

新たな幕別町障害者福祉計画について

問 わが町では平成13年3月に「幕別町障害者福祉計画」が策定されているが、すでに5年間の実効期間を終え、その間支援

費制度等を交え一定の施策が講じられたところである。本年4月に「障害者自立支援法」が新たに施行され、来年4月以降設置が義務付けられた「障害者福祉計画」の策定作業にあたり、前計画の一定の見直しをするとともに、町内の障害者にとって自立生活が最大限支援されるものとなるように関連な議論を期待しているが、現段階における進捗状況と方向性について、考え方を伺う。

成立した障害者自立支援法第88条において、市町村に策定が義務付けられ、平成18年度から平成20年度までの3か年を計画期間とし、障害福祉サービスと相談支援の必要な見込み量、方策、地域生活支援事業の実施方策等を計画に盛り込むこととされ、平成13年に策定した「町障害者福祉計画」との調和や、前計画の必要な見直し、同計画の整備目標数値等を活かし策定する。

町長 平成13年3月に策定した「幕別町障害者福祉計画」は、平成13年度から平成17年度までの5年間で整備目標期間とし、「第4期幕別町総合計画」の部門別計画として位置付けされ、「幕別町高齢者福祉ビジョン2000」、「幕別町母子保健計画」などの関連計画と整合性を図り、障害者の自立と社会参加に必要な福祉サービスが提供できる仕組みづくりを目指して、計画の推進に努めてきた。

「第1期市町村障害福祉計画」は、平成17年10月に

今後は国の策定指針を踏まえ、サービスの現状や利用意向、日常生活での不安などを把握し、幅広く意見を聞く場を設け、より実践的な計画となるよう努めたい。

幕別高校の存続を危惧する 間口減少対策と今後の見通しについて



問 道教委は、2008年度から新たな「高校教育に関する指針」に基づき大幅な再編を行う計画を示した。

一学年三学級以下が原則再編、同二学級以下は統廃合の対象となり、三間口以下となる幕別高校も当然該当する。

幕別高校は帯広圏内に位置する高校として町内はもとより、周辺市町村からの通学生も多く、教育の町を自称するに相応しく期待されてきた。それがここ数年応募者が激減し、定員を大幅に割る事態となり、関係機関は勿論住民をも憂慮させている。これは単なる少子化による社会現象と捉えるべきか一考を要すると思うが、この事態に地元自治体として「わが町の高校」を取り巻く地域環境の整備が重要と考えるが、今後の対策と見通しを伺う。

町長 幕別高校は、本年は2次募集後に63人の入学者が確定し、2学級となり、「わが町の高校」としての町民の意識の高揚を図り、高校を取り巻く地域環境の整備が重要な課題である。

町としても、広報紙を通して、幕別高校の様々な活動の様子の周知や、町内の小中学校教職員と幕別高校教職員との交流などに取り組み、今後も、地域に開かれた学校づくり、魅力ある学

校づくりに対する支援を検討したい。

道教委からは、地元中学生が地元の高校へ進学する実態が再編の判断材料の一つとなることから、町内中学校と幕別高校との連携も重要な要素である。

道教委は年内にも平成20年度から22年度までの配置計画を示すことから、機会あることに要請活動を実施致したい。

超高齢社会の到来と 「高齢者憲章」制定について

今、幕別町の高齢化率も全国(20%)を上回る21・4%となり、高齢社会が確実に到来している。本町ではこの事態を厳しく捉え、新「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006」が策定され、期待しているところだが、今後の大きく加速化するであろう「団塊の世代」

の高齢期の到来と社会状況の変化にどう対応するかが大きな課題である。

こうした厳しい社会状況において、全ての高齢者が地域の中で希望を持ち、心豊かに安心して年齢を重ね、全ての住民と共に「人生の最後まで個人の人格の尊厳を全うできる社会基盤の創



幕別高校

造」こそが重要であり、このことをより確かなものとして行くためにも「幕別町高齢者憲章」の制定が必要と考えるが、所見を伺う。

町長

平成18年度から平成20年度までの3か年計画となる「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006」を策定するにあたり、「高齢者憲章」とその具体的施策5項目について、計画に反映させた。本計画は、4つ

の柱を基本目標とし、「安心して生活することのできる地域社会の創造」、「健康やかに楽しく生活することのできる地域社会の創造」、「互いに認め合い、支えあつて生活することのできる地域社会の創造」、「尊厳を持ち自立して生活することのできる地域社会の創造」4つの基本目標とこれを支える各種施策の実行により、本町における高齢者福祉の充実に目指したい。

「幕別町高齢者憲章」の制定は、検討した結果、平成11年の国際高齢者年において国連が提唱した、「高齢者の自立・自己実現・社会参加・ケア・尊厳」の高齢者に関する5原則の精神については、「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006」に反映できているものと考え、この計画に掲げた目標の実現に向け、各種施策の遂行に努力し、町民のみなさんに周知を図ること、高齢者の方々に対する配慮がなされるものと考えていることから、憲章の制定は、現在のところ考えていない。

国の農業施策は地域の 取り組みと整合性が保たれているか



問 国は、昨年「食糧の自給率向上45%達成」にむけた新しい農業政策を示し、その実現に向けて諸施策を発表しているが、それらは本町はじめ各地域で取り組み等と整合性が保たれているか一抹の不安を感じる。

本町の18年度一般会計予算に占める農林業費が構成比で全体の13%近くを占め、金額にして20億円にものぼる。これは、合併前の忠類村一般会計予算の25億円に近い額でもある。

しかし、本町が将来「農業を核に」した振興計画をすすめるにあたっての農業振興策にはその財源におおざと限界のあるところでもあり、国や道の政策予算に大きく依存しなければならぬ。

その上では、国の最重要課題としての「食糧自給率向上」政策が国民一人一人によく理解されるような一

大国民運動として展開されることであり、それがひいては政策の具現化に結びつくことでもある。

更に地域農業（生産地）も前面に自ら「食糧自給率向上」を掲げて地域の振興が図られるよう関係機関あがての取り組みが必要不可欠と思う。

いずれの段階でも地域の増産を基調とした各種計画が国の政策からかい離してゆきはしないか、整合性が保たれてゆけるか、所見を伺いたい。

町長

国は、日本農業の厳しい情勢に鑑み、平成11年に新たな農業基本法となる「食糧・農業・農村基本法」を策定し、各種課題の解決に向けた取組みを強化した。

昭和20年以来、農地改革をはじめ農村民主化と食糧増産を基調として農業の振興が図られてきたが、昨今、

農業従事者の減少・高齢化、あるいは耕作放棄地の増大、さらには国際貿易ルールの確立など課題が山積する状況にある中で、平成17年3月に閣議決定された「新たな食糧・農業・農村基本計画」において、平成19年度農作物より品目横断的経営安定対策を導入し、品目毎の価格に着眼して講じてきた対策から対象を担い手に絞り、経営全体に転換する方向で、日本の農政を根本から見直しを図ったところである。

農業を振興するためには国・道・市町村の行政体が一体となり、それぞれの役割を十分に果たすことが重要であると認識をしており、ひいては国民の食糧確保、そして農業生産者の所得保障、労働力の負担軽減などにつながるものと考えている。

本町としても、このような観点から国の農業政策の趣旨に基づき、平成6年に策定した当初計画を平成12年12月に見直し、新計画である「農業新時代 幕別町農業・農村振興計画」を農業振興施策の拠りどころとしている。

この見直し後の新しい計画では、土地基盤の整備、農地流動化の促進、担い手の確保・育成、さらには高付加価値化の促進などを柱とし、その計画に沿った形で事業を推進してきたが、

その中でも特に重要な事業として、平成14年には財団法人幕別町農業振興公社を設立するに至った。

公社事業において、一つの大きな柱として、農地の有効利用を促進するため、マッピングシステムを導入

し、農業委員会との連携の中で農地の集積を図ること、また、農業者の人材育成では「まくべつ農村アカデミー」を開設し、農業後継者、新規就農者の育成やパソコンなどの研修内容の充実にも努めている。

いずれも持続的・安定的な経営体を育成するための、町としての重要な役割であると認識している。

今後、幕別町の基幹産業である農業が、厳しい自然条件や様々な農業制度の変革を乗り越え、道内有数の農業主産地として貢献できるように農業振興公社や農業委員会、あるいは農協など関係機関との連携を密にし、幕別町の農業がさらに発展するよう施策の推進に意を用いたい。